3　平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する停車場建物等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4　平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十六項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

5　平成十五年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

6　平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第五十四項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

7　平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十五条　新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（自動車重量譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　第三条の規定による改正後の自動車重量譲与税法（次項において「新自動車重量譲与税法」という。）の規定は、平成二十二年度以後の年度分の自動車重量譲与税について適用し、平成二十一年度分までの自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

2　新自動車重量譲与税法附則第二項の規定により読み替えて適用される新自動車重量譲与税法第三条第一項の規定の適用については、平成二十二年度分の自動車重量譲与税に限り、同項の表六月の項中「二月から四月までの間の」とあるのは「二月及び三月の収納に係る自動車重量税の収入額の三分の一に相当する額と同年の四月における」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十七条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十九条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の三中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に改める。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第二十条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第四項中「第五十三条第十五項」を「第五十三条第十二項」に、「第三百二十一条の八第十五項」を「第三百二十一条の八第十二項」に改め、「若しくは」を削る。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第二十一条　地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）」を削る。

第十一条中「から第七十二条の三十一まで」を「、第七十二条の二十九」に改める。

第二十二条の表法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の項を次のように改める。

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）	第六十二条の五第五項	事業税	事業税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定による地方法人特別税

第二十五条第一項中「第七十二条の三十一第一項」を「第七十二条の二十九第一項若しくは第三項」に改める。

第二十六条の見出しを「（虚偽の中間申告納付に関する罪）」に改め、同条第一項中「、第七十二条の二十九第一項又は第七十二条の三十第一項」を削る。

附則第二条第一項中「及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）」を削る。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　前条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用し、同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される地方法人特別税については、なお従前の例による。

総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　**直**人
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第五号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第九号中「昭和六十三年度から平成二十年度まで」を「平成元年度から平成二十一年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第十号中「昭和六十三年度から平成二十年度まで」を「平成元年度から平成二十一年度まで」に改め、同項第十一号及び第十二号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同表第四十二号中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に改め、同表第四十三号中「平成元年度」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同表第四十四号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同表第四十五号及び第四十六号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同表第四十七号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同表第五十号中「平成二十年度まで」を「平成二十一年度まで」に、「地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度及び平成二十年度」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度」に改める。